

笠間市原子力災害広域避難計画の概要

第1章 総則

1. 目的

原子力災害時に市域を超えた住民避難の応急対策が迅速にできるよう、避難等の実施について必要な事項を定める。

2. 本計画の性格

原子力施設における施設敷地緊急事態の発生の通報以降の「住民等の県外への広域避難に関する対応」に関する計画。

3. 災害の想定

東海第二発電所からの放射性物質及び放射線の放出等があり、広域避難が必要となる事態。

4. 広域避難計画の対象地域

東海第二発電所から概ね半径30kmの区域。

第2章 避難等

1. 避難等の対応方針

(1) 防護措置

主な防護措置は「屋内退避」「避難」「一時移転」の3種類。

(2) 防護措置（避難等）の判断基準

原子力施設からの放射性物質放出前は屋内退避。放射性物質放出後は、緊急時モニタリングの測定結果に応じ、避難又は一時移転。

(3) 避難等のパターン

屋内退避を基本に、放射線の計測結果に基づき区域を特定し、避難又は一時移転を実施。

2. 避難等に関する情報伝達

(1) 伝達手段

防災行政無線や緊急速報メール、SNS等の手段により効果的な情報伝達に努める。

(2) 情報伝達経路

事業者、国、県から迅速かつ正確な情報収集を行う。

(3) 伝達内容

事故発生施設の名称、事故の規模、住民が取るべき行動等。

3. 避難の手順等

(1) 一般住民

原則、自家用車で避難。困難な場合は、県や関係機関等が用意したバス等で避難する。

(2) 要配慮者等

在宅避難行動要支援者は、支援者の協力により一時集合場所を経て避難。病院等の入院患者は、施設管理者があらかじめ定めた病院等の施設に受入れを要請し避難させる。

(3) 学校等

子供を保護者に引き渡し自宅等から避難。困難な場合は、学校等から集団避難を行う。

- (4) 一時滞在者等
早期の帰宅を求めるものとし、困難な場合には、一時集合場所への避難を促す。
- (5) 避難退域時検査（スクリーニング）及び除染
避難の際は避難退域時検査場を経由し放射性物質の付着を確認。必要に応じて除染する。
- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用
国や県の指示にもとづき、避難や一時移転の際に、配布し服用することとなる。

4. 避難先等

- (1) 避難先・一時集合場所等
避難の単位はコミュニティを基本とし、大字ごとに一時集合場所及び避難先を定める。
- (2) 避難（輸送）経路
避難車両が錯綜しないよう、大字単位で、避難経路のパターンを設定する。
- (3) 避難手段の確保
自家用車等をはじめ、国や県、防災関係機関が保有する車両等を活用する。

第3章 避難住民の支援体制

1. 一時集合場所の開設・運営等

避難対象地区に一時集合場所を開設し、関係機関の協力を得て、避難状況の把握と安否確認に努める。

2. 避難所の開設・運営等

- (1) 開設・運営等
避難受入市町に中継所兼基幹避難所の開設を要請し、早期に運営を引き継ぐよう努める。
- (2) 避難者の健康管理
必要に応じて、医師や保健師等による健康相談等を実施する。
- (3) 資機材・物資の確保
生活維持のための必要な資機材、及び物資は市が調達すると共に、不足する場合は県及び避難先市町等に適宜調達を要請する。

3. 避難所における要配慮者の支援

国や県、避難先市町等と連携し、医療、福祉関係者や、ボランティア等の応援要員の確保に努める。

4. 福祉避難所の開設・運営等

開設、運営等は、必要に応じて、避難先市町と協議をする。

第4章 今後の対応

- 広域避難体制
- 避難受入自治体との連携
- 広域避難計画を踏まえた訓練の実施
- 広域避難計画の住民説明会
- 広域避難計画の見直し